

個人事業税の課税業種

事業の区分	事業の種類 (五十音順)					税率
第1種業種 (37業種)	案内業 運送取扱業 公衆浴場業(むし風呂等) 商品取引業 代理業 問屋業 不動産売買業 料理店業	印刷業 演劇興行業 興信所業 製造業 駐車場業 仲立業 保険業 旅館業	飲食店業 冠婚葬祭業 興信所業 席貸業 電気供給業 物品貸付業 遊技場業	請負業 冠婚葬祭業 周旋業 船舶定係場業 電気通信事業 物品販売業 遊覧所業	運送業 広告業 出版業 倉庫業 土石採取業 不動産貸付業 両替業	5%
第2業種 (3業種) (注1)	薪炭製造業	水産業	畜産業			4%
第3業種 (30業種)	医業 公衆浴場業 (銭湯) 歯科医業 獣医業 デザイン業 弁理士業	印刷製版業 公証人業 歯科衛生士業 諸芸師匠業 土地家屋調査士業 薬剤師業	海事代理士業 公認会計士業 歯科技工士業 税理士業 美容業 理容業	クリーニング業 行政書士業 司法書士業 設計監督者業 不動産鑑定業	計理士業 コンサルタント業 社会保険労務士業 測量士業 弁護士業	5%
	あんま・マッサージ・はり・きゅう等の事業 (注2)			装蹄師業		3%

(注1) 主として自家労力を用いて行うものを除く。

(注2) あんま・マッサージ・はり・きゅう等の事業については、両眼の視力を喪失した者及び両眼の視力が0.06以下の視力障害のある者が行うものを除く)